

(件名) 鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

(陳情の趣旨)

- 1 鹿児島県議会議員に交付される政務活動費については、「鹿児島県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められています。
- 2 しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならない、全部の領収書の写しを入手するには場合によっては10万円を超える費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。
- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。

一方、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。平成27年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていましたが、その後兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠です。
- 4 以上の理由により、一日も早く、収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現すべきです。

【陳情の要旨】

政務活動費の支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

(件名) 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

(陳情の趣旨)

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。特に鹿児島県は、県民所得も低いうえに、最低賃金は全国最下位、国民健康保険の短期保険証や資格証明書の発行、差押え率も全国トップクラスで、県民の暮らし向きは、大変厳しい状況にあります。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について陳情いたします。

- 一、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと

(件名) 消費税増税の中止を求める陳情書

(陳情の趣旨)

安倍首相は、今年2019年10月から消費税を10%に増税するとしています。しかし、総務省の家計調査でも、消費税8%への増税前の2013年と比べ、今も一世帯当たり年額25万円も減ったままであり、8%への増税がもたらした家計や日本経済への打撃はいまだ回復されておられません。

今、毎月勤労統計の不正調査や組織的な不正隠しが大問題となり、日本の統計に対する信頼が根底からくつがえされる事態となっています。安倍首相は「所得環境は着実に改善している」として、消費税増税の最大の根拠にしていますが、その言い分は全く信憑性がないことが国会論戦でも明らかです。うそとごまかしで国民生活を破壊する消費税増税を強行することは許せません。

鹿児島市内のある団体がスーパーの前でシール投票をおこなったところ、投票に応じた人すべてが消費税の増税に反対であり、すべてが生活が苦しくなっているとの側にシールをはるという結果となりました。「収入はふえるどころか減っている」「年金が減ったのに、医療も介護も負担が重過ぎる」これが庶民のいつわらざる実感です。この上消費税10%への増税など、とんでもありません。あれこれの増税対策をするくらいなら、増税はきっぱりとやめるべきです。

消費税は最悪の弱い者いじめの税金です。「社会保障や財政再建のため」と国民を欺き、所得の少ない人ほど負担が重い消費税増税でなく、巨額の富を蓄えている大富豪や大企業に応分の負担を求める税制改革こそ必要です。大軍拡や大型開発中心の予算にメスを入れ、税金は社会保障、若者、子育て支援などに優先して使うべきです。税金の集め方と使い方を切り替え、国民のふところをあたためてこそ、格差と貧困を是正することができ、景気の回復にも役立ちます。

以上の趣旨から、鹿児島県議会として地方自治法第99条に基づき、以下の陳情項目について、政府、関係機関にたいし、意見書をあげていただきますよう陳情いたします。

1. 消費税10%への引き上げは、きっぱり中止すること。